

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年2月21日(金)午後3時00分から午後4時10分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番	鈴木正夫	委員	2番	菱木信治	委員
3番	伊能正啓	委員	4番	熱田幸子	委員
5番	鈴木一郎	委員	6番	江波戸博	委員
7番	大木岩五郎	委員	8番	岩井淳	委員
9番	渡邊弘仁	委員	10番	實川元久	委員
11番	塚本虎之助	委員	12番	二村正美	委員
13番	伊藤定夫	委員	14番	川口京子	委員
15番	太田忠治	委員	16番	大木清	委員
17番	及川誠	委員	18番	大木一夫	委員
19番	伊藤秀雄	委員	20番	加瀬浩市	委員
21番	林豊	委員	22番	増田正義	委員
23番	大木傳一郎	委員	24番	石毛利雄	委員
25番	菅谷守夫	委員	26番	伊藤幸夫	委員
27番	熊切清	委員			

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

議案第4号 農地買受適格証明願について 6件

議案第5号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について 2件

議案第6号 平成25年度第6次農用地利用集積計画(案)について(別冊)

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件

(2) 利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

- 6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局)  
事務局長ほか2名  
(産業振興課)  
職員1名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から平成25年度2月定例農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、増田会長から御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち  
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。  
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい  
たします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて  
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、13番伊藤定夫委員、14番川口京子委員を  
指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議 長 続きますして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号1番から4番まで8番、9番は所有権移転に関する件、  
番号5番から7番までは賃借権に関する件であります。

**【議案第1号、番号1番から9番までを議案書をもとに朗読】**

番号1番から9番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

2番 　番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
ます。

9番 　番号2番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
ます。

17番 　番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
ます。

16番 　番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
ます。

14番 　番号5番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
ます。

10番 　番号6番、7番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
ます。

番号8番、9番について、土地改良事業に伴う交換です。双方とも意欲的に営農を  
しております問題ないと思われ  
ます。

議 長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切  
ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請  
について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め  
ます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定  
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第4条の許可申  
請は、1件でございます。

【議案第2号、番号1番を議案書をもとに朗読】

番号1番は、太陽光発電設備用地として現況雑種地372㎡に計画する  
ものです。既に施設が設置されており始末書が添付されています。農地の  
区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いしま  
す。

3番 番号1番について、太陽光発電設備用地として計画するものです。  
周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目  
的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ  
いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定につい  
て」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申  
請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに  
賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定  
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申  
請は、5件でございます。

**【議案第3号、番号1番から5番までを議案書をもとに朗読】**

番号1番、2番は、事務所及び工場用地として現況田計2692㎡に計  
画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、駐車場用地として現況畑231㎡に計画するものです。農  
地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、太陽光発電設備用地として現況畑1682㎡に計画するも  
の です。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番は、資材搬入路用地として現況畑計757.51㎡を一時転用  
するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いしま  
す。

2番 番号1番、2番について、申請者は塗装業を営んでいます。自社の事務  
所及び工場用地として計画するものです。

周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目  
的に問題ありません。

15番 番号3番について、申請者の経営する会社の社員用駐車場を計画するも  
の です。3種農地であり周辺農地への日照、排水等の影響はないと思いま  
す。農地区分や転用目的に問題ありません。

23番 番号4番について、申請人の父が所有する農地に太陽光発電設備を計画  
するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地  
区分や転用目的に問題ありません。

番号5番について、番号4番で計画する施設の資材搬入路用地として計  
画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農  
地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。  
申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4号の議案書を御覧下さい。

**【議案第4号、番号1番から6番までを議案書をもとに朗読】**

番号1番から6番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

25番 番号1番、2番、3番、5番、6番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われます。

番号4番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われます。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地買受適格証明願について」の番号1番から6番までについて質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第5号、「贈与税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。本案につきましては、去る19日現地調査会が開催されましたので、その経過報告について、各班の班長より報告をお願いいたします。

#### 【番号1番 第1班班長の報告】

本件につきましては、去る2月19日午前9時30分から、贈与税の納税猶予に関する適格者証明に係る農地の現地調査を実施いたしました。対象農地の中に、数か所良好に管理されていない農地がありました。その後の意見交換にて、申請人より提出された「今後の営農計画について」を検討した結果、調査した委員より提出された営農計画を承認してはどうかとの意見が出されましたので、報告いたします。

#### 【番号2番 第2班班長の報告】

本件につきましては、去る2月19日午前9時30分から、贈与税の納税猶予に関する適格者証明に係る農地の現地調査を実施いたしました。対象農地は、良好に管理されていまして、

その後の意見交換では、調査した委員より農地として利用されており、問題ないのではとの意見が出されましたので、報告いたします。

議 長 第1班、第2班の班長の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明について」採決に入ります。各現地調査班の報告のとおりに決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第6号、「平成25年度第6次農用地利用集積計画について」を議題といたします。本案につきましては、去る19日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、報告をお願いいたします。

**【農地銀行運営委員会からの報告】**

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。  
詳細について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号、別冊議案書を御覧ください。  
**【議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明】**  
以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第6号 平成25年度第6次農用地利用集積計画の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について3件ありました。利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。  
次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	9件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	5件
議案第4号 農地買受適格証明願について	6件
議案第5号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について	2件
議案第6号 平成25年度第6次農用地利用集積計画(案)について(別冊)	
報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
(2) 利用権の中途解約に係る通知について	1件

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成26年2月21日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。